

議案第14号

鳥取中部ふるさと広域連合規約を変更する協議について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、次のとおり鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を変更する協議をすることについて、同法第291条の11の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年3月11日

三朝町長 吉田 秀光

平成17年3月11日原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

鳥取中部ふるさと広域連合規約の一部を改正する規約

鳥取中部ふるさと広域連合規約（平成10年鳥取県指令市振3第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、関金町」を削る。

第8条第2項第1号中「8人」を「9人」に改め、同条同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号及び第7号を1号ずつ繰り上げる。

第11条中「副広域連合長6人」を「副広域連合長5人」に改める。

附 則

この規約は、平成17年3月22日から施行する。